

報告事項 1

1 報告事項 コミュニティ・スクールの推進について

学 校 教 育 課

コミュニティ・スクールの推進について

1 コミュニティ・スクールの概要

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。
- 学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。
- 学校運営協議会の主な役割として、次の3つがある。
 - ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - ・ 学校運営に必要な支援に関して、協議、情報提供する。
 - ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

2 コミュニティ・スクール導入のメリット

○組織的・継続的な体制の構築

校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる。

○当事者意識・役割分担

学校運営協議会における「基本方針の承認」を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できる。

○目標・ビジョンを共有した「協働」活動

学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識をもち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができる。

3 全国及び本県の現状（令和元年5月1日現在）

- 全国…計 7,601校（昨年度より 2,169校増）
- 徳島県…計 22校（昨年度より 4校増）

4 今後の取組について

- 学校教育課、生涯学習課等の関係各課からなるコミュニティ・スクール推進プロジェクト会議を組織し、コミュニティ・スクール推進に向け、取り組む。
- とくしま行動計画の数値目標「コミュニティ・スクール導入校数」を大きく上方修正（R2年度60校、R3年度120校、R4年度240校）する。
- 各市町村教育委員会に対し、意義や具体的な導入の手順等について丁寧に説明を行う。